

広島県告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定によつて、次の漁業を平成二十六年一月一日免許した。

平成二十六年一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公示番号 (免許番号)	住 漁業権者の 所	名 称	免許の内容	漁業権の存 続期間
内水共第一号	廿日市市津田一九六 三番地の三	木野川漁業協同組合	平成二十五 年広島県告 示第六百六 十二号のと おり	平成二十五 年広島県告 示第六百六 十二号のと おり
内水共第二号	〃	〃	〃	〃
内水共第三号	〃	〃	〃	〃
内水共第四号	〃	〃	〃	〃
内水共第五号	廿日市市吉和七三七 番地の二	吉和川漁業協同組合	〃	〃
内水共第六号	〃	〃	〃	〃
内水共第七号	広島市佐伯区湯来町 大字和田一六六番地	水内川漁業協同組合	〃	〃
内水共第八号	〃	〃	〃	〃
内水共第九号	広島市南区松川町二 番九号	広島市内水面漁業協 同組合	〃	〃
内水共第一〇号	〃	〃	〃	〃
内水共第一一号	〃	〃	〃	〃
内水共第一二号	〃	〃	〃	〃
内水共第一三号	〃	〃	〃	〃
内水共第一四号	一 山県郡安芸太田町大 字吉和郷三六番地の	三段峡漁業協同組合	〃	〃
内水共第一五号	〃	〃	〃	〃
内水共第一六号	〃	〃	〃	〃

内水共第三五号	内水共第三四号	内水共第三三号	内水共第三二号	内水共第三一号	内水共第三〇号	内水共第二九号	内水共第二八号	内水共第二七号	内水共第二六号	内水共第二五号	内水共第二四号	内水共第二三号	内水共第二二号	内水共第二一号	内水共第一九号	内水共第一八号	内水共第一七号
〃	〃	庄原市総領町下領家 一番地三	〃	〃	〃	〃	〃	山県郡北広島町川井 七二二番地の一	広島市安佐北区白木 町大字秋山二三五二 番地の一	〃	〃	広島市安佐北区可部 町大字今井田四一八 番地の八一	〃	一 山県郡安芸太田町大 字加計八〇一番地の	〃	〃	一 山県郡北広島町西八 幡原山四〇三番地の
〃	〃	田総川漁業協同組合	〃	〃	〃	〃	〃	可愛川漁業協同組合	三篠川漁業協同組合	〃	〃	太田川漁業協同組合	〃	組合 太田川上流漁業協同	〃	〃	八幡川漁業協同組合

内水共第五四号	内水共第五三号	内水共第五二号	内水共第五一号	内水共第五〇号	内水共第四九号	内水共第四八号	内水共第四七号	内水共第四六号	内水共第四五号	内水共第四四号	内水共第四三号	内水共第四二号	内水共第四一号	内水共第四〇号	内水共第三九号	内水共第三八号	内水共第三七号	内水共第三六号
福山市草戸町四丁目 一番二号	〃	府市中須町三五一 番地の二	〃	世羅郡世羅町大字伊 尾六一一番地の三	東広島市河内町中河 内五六九番地の三	東広島市河内町中河 内五六九番地の三ほ か	〃	〃	〃	庄原市東城町川東一 五九番地の三	〃	〃	庄原市東城町帝釈宇 山甲四九〇番地の八	三次市三次町一八五 七番地の一	〃	庄原市川手町五四番 地の一	〃	庄原市高野町新市一 四五六番地の一
同組合	〃	組合 芦田川府中漁業協同	〃	組合 芦田川上流漁業協同	沼田川漁業協同組合	沼田川漁業協同組合 ほか一組合	〃	〃	〃	東城川漁業協同組合	〃	〃	帝釈峡漁業協同組合	江の川漁業協同組合	〃	西城川漁業協同組合	〃	合 神之瀬川漁業協同組